

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白鷹町	浅立地区 (浅立)	令和4年3月9日	令和5年3月29日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	178 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	111 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	16 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28.69 ha

注：④の面積は、以下の「5 中心経営体」の「備考（今後引き受ける意向のある耕作面積）」欄の合計の面積を記載します。

## 2 対象地区の課題

集積・集約化により、今まで以上の効率化を目指すものとする。また、圃場整備を着実に進め効率性を上げるためのほ場大区画化を実現していく。白鷹町種子生産組合については、地域を越えての組織であり、水利権も同一であることから、地域内への新規参入も促進する。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載します。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

利用可能な農地は、農地の集約化の観点から地域で話し合いを行い、中心経営体が担う。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と町が判断する集落営農及び町の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。